

特定非営利活動法人 愛知シュタイナー学園
定 款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人愛知シュタイナー学園という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を、愛知県日進市折戸町笠寺山42-13に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、幼児から青年期に至る子どもたちを対象に、ルドルフ・シュタイナーの教育理念に基づく学びの場を提供し、さらにその哲学および教育理念に基づいた諸事業を行うことにより、社会と地域に対し子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 子どもの健全育成を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

第5条 (事業)

この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1) シュタイナー教育を実践する愛知シュタイナー学園（学習塾）の運営
- 2) シュタイナー教育の研究及び普及活動
- 3) シュタイナー教育に基づく教員養成事業およびその支援
- 4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助するために入会した個人及び団体

第7条 (入会)

- 1) 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2) 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3) 理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会費)

会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出したとき。
- 2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- 3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- 4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この定款等に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金等の不返還)

既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 (種別及び定数)

- 1) この法人に次の役員をおく。
 理事 4人以上7人以下
 監事 1人以上2人以下
- 2) 理事のうち、一名を代表理事、一名を副代表理事とする。

第14条 (選任等)

- 1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4) 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条 (職務)

1. 代表理事は、対外的に代表権を持つ。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 (任期等)

- 1) 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2) 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3) 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

第17条 (欠員補充)

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 (報酬等)

- 1) 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2) 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3) 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第20条 (職員)

- 1) この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2) 職員は、理事会が任免する。

第5章 総会

第21条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第23条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業計画及び予算並びにその変更
- 5) 事業報告及び決算
- 6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- 7) 会費の額
- 8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 9) 事務局の組織及び運営
- 10) その他運営に関する重要事項

第24条 (開催)

1. 通常総会は毎事業年度1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - 2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 (招集)

- 1) 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2) 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条 (定足数)

総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第28条 (議決)

- 1) 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2) 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、否決されたものとする。

第29条 (表決権等)

- 1) 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3) 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4) 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条 (議事録)

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 日時及び場所
 - 2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 代表理事が必要と認めたとき。
- 2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条 (招集)

- 1) 理事会は、代表理事が招集する。
- 2) 代表理事は第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3) 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 (議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第36条 (議決)

- 1) 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2) 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは否決されたものとする。

第37条 (表決権等)

- 1) 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2) やむを得ない理由において理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3) 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4) 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条 (議事録)

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 日時及び場所
 - 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

第40条 (資産の区分)

削除

第41条 (資産の管理)

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第42条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条 (会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

第44条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条 (暫定予算)

- 1) 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2) 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 (予備費の設定及び使用)

- 1) 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2) 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 (予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照及び財産目録等の決算に関する書類は、毎

事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第49条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第52条 (解散)

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - 1) 総会の決議
 - 2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - 3) 正会員の欠亡
 - 4) 合併
 - 5) 破産手続開始の決定
 - 6) 所轄庁による設立認証の取消し
2. 第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときには、正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

第54条 (合併)

この法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第56条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表理事	中山	誠子
副代表理事	村上	智
理事	佐藤	博子
同	丹羽	米衣子
同	万浪	千佳
同	横地	優代
監事	田中	壽生
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	年会費	12,000	円
賛助会員	年会費	一口 3,000	円 (個人)
		一口 10,000	円 (団体)

附則. この定款は、平成21年6月21日から施行する。

附則. この定款は、平成24年6月17日から施行する。

附則. この定款は、愛知県知事の認証を受けた日、平成24年10月26日から施行する。

附則. この定款は、愛知県知事の認証を受けた日、平成29年3月10日から施行する。

附則. この定款は平成30年6月16日から施行する。

附則. この定款は、愛知県知事の認証を受けた日、平成31年1月25日から施行する。

(法第28条第1項関係様式例)

特定非営利活動法人 愛知シュタイナー学園

前年(度)において役員であったことがある全員の名簿及びそのうち前年(度)にお
こことがある全員の名簿

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日

役名	氏名	住所又は居所
理事	中山 誠子	名古屋市昭和区宮東町56番地3
同上	丹羽 米衣子	日進市東山2丁目1401番地
同上	村上 智	名古屋市昭和区山里町74番地八事パークマンション109号
同上	横地 優代	名古屋市天白区植田東二丁目1305番地
監事	田中 壽生	名古屋市昭和区山里町74番地八事パークマンション1106号
同上	柿沼 善利	名古屋市千種区徳川山町2丁目2番27号

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 「役名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 住所又は居所欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書
よって証された住所又は居所を記載する。
- 「就任期間」欄には、左に記載された役員全員について記載する。
- 「報酬を受けた期間」欄には、左に記載された役員のうち、報酬が受けたことがある
について記載する。報酬を受けていない場合は「なし」と記載する。

いて報酬を受けた

就任期間	報酬を受けた期間
令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	なし
同上	同上
同上	同上
同上	同上
令和2年4月1日 ～ 令和2年5月6日	同上
令和2年6月20日 ～ 令和3年3月31日	同上

面に

役員

II 経常費用			
1. 事業費			
1) 人件費			
給与・謝金	22,322,169		給与担任8名、専科12名、外部講師12名
諸手当	3,784,657		通勤手当、住居手当、扶養手当等
研修費	511,135		府立大講座 他の研修参加費・交通費補助
法定福利費	2,743,022		健康保険料、厚生年金、雇用保険料、労働保険料等
採用人件費	0	29,360,983	
講座事業講師・託児謝金	28,400		講座事業講師謝金、託児謝金
人件費計		29,389,383	
2) その他の経費			
家賃・駐車場費	2,361,100		家賃、駐車場費
教育用会場費	374,960		市民会館、スポーツセンター、いこまい館使用料等
設備・備品	583,159		机・椅子 グランドピアノ移動・調律等
修繕費	40,577		南棟黒板塗装等
教材費	2,015,059		ノート、チョーク、クレヨン、水彩絵の具、実験器具、紙類他
教育活動交通費	5,550		見学交通費、駐車場、校外実習交通費
光熱水道費	756,094		電気、ガス、上水道、浄化槽管理、灯油等
消耗品・保健衛生費	224,869		トイレトーパー、救急用品など
規定慶弔費・福利厚生費	15,143		香典1件 作業日のおやつ
保険料	80,290		児童生徒、専科教員スポーツ安全保険、団体信用保険料
租税公課	1,413,250		固定資産税 不動産取得税 補助金申請用印鑑証明等
小計		7,870,051	
講座事業会場費	13,370		講座会場駐車場費用
講座事業その他の経費	7,230	20,600	印刷、チラシ作成、託児保険料、展示用備品
新校舎関連支出			
新校舎材料・備品	1,393,382		セルフビルド材料 新校舎備品
外構・植栽	847,000		北側植栽、外構工事
支払い保証料	141,167		愛知県信用保証協会保証料の今年度分
新校舎関連手数料	863,950		融資手数料、登記費用、収入印紙、担保設定手数料等
新校舎保険料	373,676		3年契約今年度分
その他の新校舎関連費用	177,571		地鎮祭、上棟式、お祝いの会、樁伐採費用等
減価償却費	4,860,666		
支払利息	1,071,022		
新校舎関連費計		9,728,434	
			47,008,468
2 管理費			
1) 人件費			
役員報酬	0		
事務人件費	1,399,850		非常勤2名
人件費計		1,399,850	
2) その他の経費			
通信費	264,154		電話、インターネット、ドメイン使用料、送料切手等
交際費	58,120		研修手土産、公演お花
諸会費	94,875		蟹甲区協力金、日本シュタイナー学校協会会費
事務用品費	351,928		コピー用紙、事務消耗品、文房具等
広報費	66,893		ニュースレター発行、HP整備等
支払手数料	39,095		振込、自動送金手数料、スポーツ安全保険加入手数料など
その他の経費計		875,065	
管理費計			2,274,915
経常費用総計			49,283,383
当期経常費用増減額			△ 1,253,347
当期正味財産増減額			△ 1,253,347
前期繰越正味財産額			64,752,667
次期繰越正味財産額			63,499,320

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人愛知シュタイナー学園は、愛知県内の日進市とその周辺地域を中心に、ルドルフ・シュタイナーの普遍的な教育理念を实践・発展させることにより、子どもの教育に係る問題の改善、解決を図り、地域と社会に対し子どもたちの健全育成に寄与することを目的として、次の事業を実施した。具体的には本法人の定款第2章第5条の事業として教育事業、講座事業、教員養成事業を下記の通り実施した。

当法人は2018年9月28日付で認定NPO法人の認証を受け、より一層公益性の高い非営利活動を行う法人としての責務を負っている。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(1) シュタイナー教育を实践する愛知シュタイナー学園の運営

(ア) 事業内容

子どもたちの健全育成を図るためにルドルフ・シュタイナーの教育理念に基づいた教育を、平日及び土曜に有料で実施した。

(イ) 実施日時

2020(令和2)年の4月から2021(令和3)年3月まで

(ウ) 実施場所

愛知県日進市折戸町笠寺山42番地の13

(エ) 従事者の人数

常勤教員 8名、

専科教員 13名（書道、音楽、体育各1名、英語、韓国語、手仕事、オイリュトミー各2名、伴奏者2名）

器楽講師 2名（ヴァイオリン、チェロ）

外部講師 12名

（音楽史、建築史・測量、哲学、骨学・天文学、数学3名、コンピューター3名、和太鼓、健康オイリュトミー）

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

・6歳から18歳までの児童・生徒 55名

(カ) 収入額 38,792,144円

・入学金 4,800,000円、参加費 31,250,000円、教材費 1,708,000円 他 1,034,144円

(キ) 支出額 37,231,034円

人件費 29,360,983円 家賃・駐車場費 2,361,100円 教育用会場費 374,960円

設備・備品費 583,159円 修繕費 40,577円 教材費 2,015,059円 教育活動交通費 5,550円

光熱水道費 756,094円 消耗品・保健衛生費 224,869円 保険料 80,290円 福利厚生費 15,143円

租税公課 1,413,250円

(ク) 新校舎建設事業

昨年度2月に着工した北棟建設工事が、9月末に竣工し、10月から新校舎での授業を開始した。

また10月から校舎敷地の定期借地契約を地主の水谷晶子氏と締結し、公正証書を作成した。

北棟建設資金の融資を受けるにあたって、豊田信用金庫から、南棟、北棟について建物担保権設定を求められ、設定手続き及び担保権の登記を行った。

今後の借入金返済について、ひきつづき全体会で討議・検討を重ねていく。

新校舎関連支出 備品、セルフビルド材料、手数料、保証料、減価償却費など 9,728,434円

(2) シュタイナー教育の研究及び普及活動

(1) 講座事業

(ア) 事業内容

シュタイナー教育に対する社会一般の理解・知識を深めるため、シュタイナー教育に基づく教育、授業の事例を紹介する講座、子育てについて考える講座を一般市民を対象に開催した。

コロナ感染拡大のため、予定の多くのイベントを中止したが、人数制限、入れ替え制とし、感染対策を講じた上で以下の講座、オープンイベントを開催した。

(イ) 開催日時及び講師等

日時	場所	テーマ	講師	従事者	参加者
R2.8.8 10:00～11:00	日進市民会館 小ホール	性教育を考える講座	東海大学教授 小貫 大輔	正会員8名	一般市民 4名 正会員 42名
R2.9.30 9:00～14:30	日進市民会館 会議室	シュタイナー教育体験授業	黒沼 亜矢 堀田 由佳	正会員3名	一般市民 11名
R2.10.25 9:00～15:00	愛知シュタイナー学園	オープンスクール シュタイナー教育パネル展 ノート展示 教室公開		正会員21名	一般市民 60名
R13.3.11 9:30～12:00	愛知シュタイナー学園	校舎見学会		正会員12名	一般市民 13名

(ウ) 収入額 262,860円

(内訳) 講座参加料 182,700円 託児料 2,000円 販売収入 78,160円

(エ) 支出額 49,000円

(内訳) 講師謝金・交通費・託児謝金 28,400円 会場費 13,370円

託児保険料、展示用備品等 7,230円

(3) シュタイナー教育に基づく教員養成事業およびその支援

日本シュタイナー学校協会による連携型教員養成事業が2018年8月からスタートし、会議及び養成講座にスタッフとして参加した。

当学園での教員養成についての説明会を開催した。

日時 2019年4月21日 場所 愛知シュタイナー学園 教室

養成講座受講生のための講座を以下のように開催した。

・エクストラレッスンを学ぶ講座 いずれも会場は愛知シュタイナー学園 教室

講師：黒沼 亜矢

第1回 9月9日 第2回 10月15日 第3回 11月1日

収入額 講座参加料 24,000円 支出なし

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

本年度は実施していない。

3 会議の開催に関する事項

(1) 通常総会

令和2年6月20日(土) 10:00～11:00 オンライン会議

- ① 2019年度事業報告の承認について
- ② 2018年度収支決算の訂正について
- ③ 2019年度収支決算について及び同会計監査報告の承認について
- ④ 2020年度事業計画の承認について
- ⑤ 借入金について
- ⑥ 2021年度収支予算案について
- ⑦ 役員について

(2)理事会

- ア 電磁的方法による理事会 2020年 4月11日～5月31日 の間に以下の議題について話し合い、対応した。
- (ア) コロナ感染拡大に伴う休校に関連した専科教員の経済的支援について
 - (イ) コロナ感染拡大に伴う会員の経済的困難の相談窓口設置と対応について
 - (ウ) 2020年度総会のオンライン開催について
 - (エ) 監事 田中 寿生氏死去に伴う後任監事の人選について

イ 第1回理事会

- (ア) 開催日時及び場所 令和2年6月5日 17:30～19:45 愛知シュタイナー学園教員室
(イ) 議題 ①2020年度通常総会の議題について

ウ 第2回理事会

- (ア) 開催日時及び場所 令和2年6月27日 16:45～17:00 愛知シュタイナー学園教員室
(イ) 議題 ①代表理事の互選について

エ 第3回理事会

- (ア) 開催日時及び場所 令和2年10月19日17:00～19:45 愛知シュタイナー学園教員室
(イ) 議題 ①新規研修生採用について
②来年度の常勤雇用について
③定期借地契約について
④豊田信用金庫による担保権設定について

オ 第4回理事会

- (ア) 開催日時及び場所 令和2年10月28日19:00～20:30 愛知シュタイナー学園1年教室
(イ) 議題 ①専科教員契約更改、理事面談について
②事務職員採用及び担任職研修について

カ 電磁的方法による臨時理事会 令和2年11月19日

教員会より、常勤職員 右田彩子への退職勧奨についての報告を受けた。
以後の状況について、教員会で対応し、全体会へ報告していくことを了承した。

キ 第5回理事会

- (ア) 開催日時及び場所 令和2年12月21日 14:00～15:30 愛知シュタイナー学園教員室
(イ) 議題 ①契約更改理事面談の内容について
②専科教員契約更改について

カ 第6回理事会

- (ア) 開催日時及び場所 令和2年2月17日 17:30～21:30 愛知シュタイナー学園教員室
(イ) 議題 ①新規常勤雇用労働条件について
②専科教員新規採用について

令和2(2020)年度特定非営利活動事業会

2021年3月31日現在

特定非営利

科目・摘要		
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	現金手許有高	24,528
当座預金	(ゆうちょ銀行振替口座)	2,104,757
普通預金	ゆうちょ銀行	1,901,318
	三菱UFJ銀行 平針支店	240,973
	同 設立する会旧口座	93,251
	名古屋銀行 日進支店	728,850
	瀬戸信用金庫 日進支店	178,866
	東海労働金庫 名古屋みどり支店	611,762
	十六銀行 赤池支店	606,858
	豊田信用金庫融資受け入れ口座	567,714
	豊田信用金庫通常口座	4,592,120
定期預金	名古屋銀行 日進支店	5,000,000
	小計	
	前払い費用	65,010
	立替金	-
	未収金	2,757,000
	小計	
流動資産合計		
2 固定資産		
有形固定資産		
	建物	182,103,297
	附属設備	7,661,051
	構築物	4,764,600
	有形固定資産計	
その他の資産		
	長期前払費用	2,754,207
	差入保証金	2,700,000
	出資金	20,000
固定資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1 流動負債		

前受金(入学金、参加費教材費前納、正会員費前納)	2,802,000
預り金(所得税、地方税、修学旅行積立金 学童預り金)	842,393
未払金	853,773
流動負債合計	
2固定負債	
運営預託金	4,950,000
校舎費用学内借入金	52,750,000
銀行借入金	83,478,676
校舎債	10,300,000
固定負債合計	
負債合計	
正味財産	

計財産目録

利活動法人 愛知シュタイナー学園
単位: 円

金額	
16,650,997	
-	
2,822,010	
	19,473,007
194,528,948	
5,474,207	
	200,003,155
	219,476,162

4,498,166	
151,478,676	
	155,976,842
	63,499,320